

令和 3 年 3 月 吉日

居宅介護支援事業所各位

## 介護報酬の改定に伴う介護予防支援業務等の業務委託について

北見市地域包括支援センター連絡協議会

平素より地域包括支援センターの運営にご協力いただきありがとうございます。

令和 3 年 4 月の報酬改定に伴い、介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の基本報酬が増額され、加算につきましても介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算が廃止され、委託連携加算が新設されます。

つきましては、地域包括支援センターより居宅介護支援事業所に委託した際の委託料割合を下表のとおり変更いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、報酬改定による加算の新設に伴い、業務委託契約書の内容が変更となりますので、現在、業務委託契約を締結している居宅介護支援事業所におかれましても、業務委託契約の結び直しが必要となりますのでよろしくお願い申し上げます。

	(改正前)		(改正後)	委託料割合	
				(包括)	(居宅)
介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント A	431 単位	→	438 単位	1 割	9 割
介護予防ケアマネジメント B	216 単位	→	219 単位	1 割	9 割
初回加算	300 単位	→	300 単位	-	10 割
介護予防小規模多機能型居宅介護 連携加算	300 単位	→	廃止	-	-
委託連携加算	-		(新設) 300 単位	1 割	9 割

(10 円未満は切り上げ)

※本件についてのお問い合わせは、各地域包括支援センターまでお願い致します。